

# 森林経営計画ガイドブック Ver2 (案)・(未定稿)

平成 24 年 2 月

この資料は、平成 23 年 4 月 22 日付けで公布、同日及び7月1日付けで一部施行された改正森林法及び平成 24 年 1 月 20 日付けで公布された改正森林法施行令並びに現在検討中の改正森林法施行規則(素案)を基に作成したものであり、今後変更があることに御留意願います。

## 目 次

1	森林経営計画の対象とする森林	1
2	森林経営計画の認定請求者	6
3	森林経営計画書の作成	12
4	森林経営計画の作成指導及び情報提供	15
5	森林経営計画の認定請求と受理	16
6	森林経営計画の認定基準と審査	20
7	森林経営計画の変更	27
8	森林経営計画の遵守	31
9	森林経営計画に係る森林の伐採等の届出	33
10	認定の取消し	35
11	包括承継の届出	37
12	平成 24 年 4 月 1 日時点で有効な森林施業計画の取扱い	38

# 1 森林経営計画の対象とする森林

森林経営計画は、森林法（以下「法」という。）第11条第1項の規定により、認定請求者が、自ら森林の経営を行う森林であって「一体として整備することを相当とする森林」（以下「一体整備相当森林」という。）を対象として作成します。

## (1) 計画対象森林の考え方

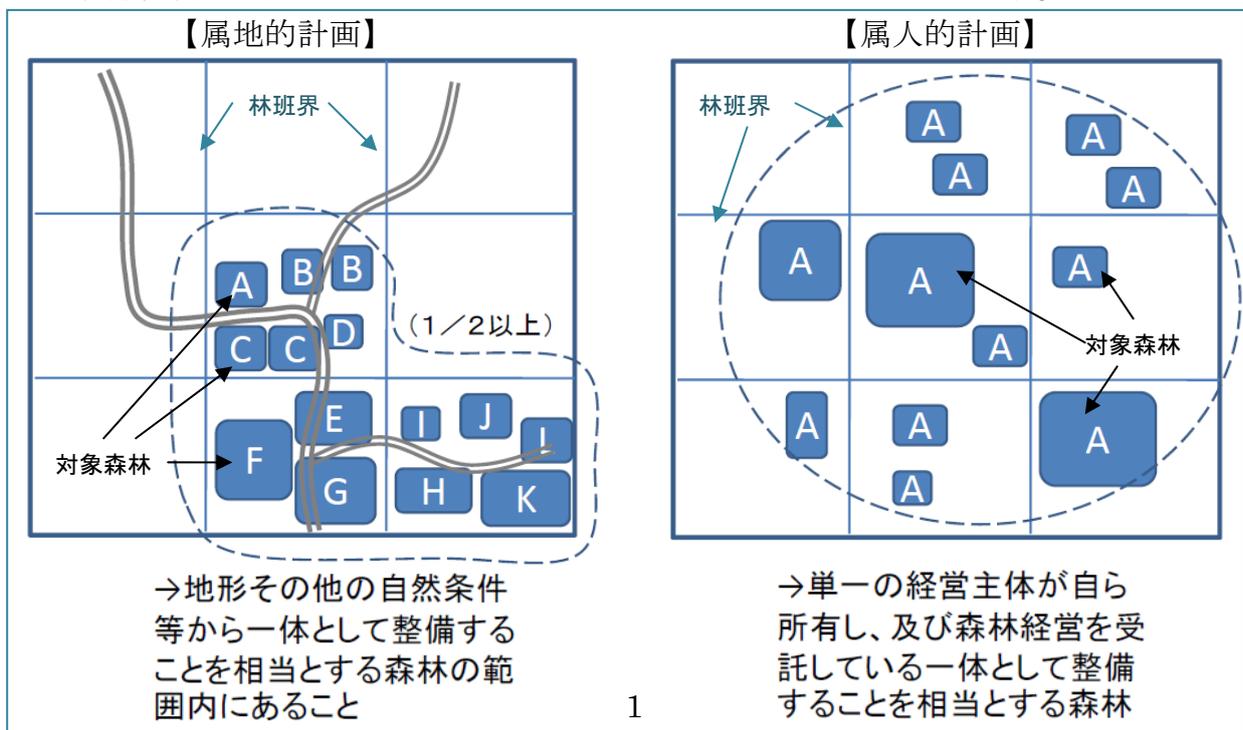
一体整備相当森林の基準については、森林法施行令（以下「改正政令」という。）第3条及び森林法施行規則（素案）（以下「改正省令」という。）第9条の2で規定しています。今次改正により、その基準について、2つ設けられることとなります。

1つは、「属地的計画」と呼ばれるもので、地形などの自然的条件からみた一体整備相当森林【林班又は連たんする複数林班の2分の1以上の面積規模要件を満たしていることが必要】について、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が単独又は共同で作成するものです。

もう1つは、「属人的計画」と呼ばれるもので、地形等ではなく、森林の経営の実施の状況【所有森林が100ヘクタール以上の面積規模要件を満たしていることが必要】に着目して、大規模森林所有者などが現に持続的な森林経営を行っている場合に、自ら所有又は森林経営を受託している森林全てについて単独で作成するものです。

森林経営計画は、森林の多面的機能を十全に発揮する観点から、面的なまとまりをもって森林経営を行うための計画であり、属人的計画はあくまでも特例的に認められている計画です。

特に、路網については、属地的計画の林班又は連たんする複数林班内において整備される路網と調和が図られていることが重要であり、属人的計画の作成者は、属地的計画の作成者から共同により属地的計画を作成して欲しい旨の申出があった場合、属地的計画にも参加しなければならないものとされています。



Q&A ①

Q 連たんする複数林班の具体的な要件について。

A 連たんする複数林班については、隣接する複数の林班であって、一体整備相当と判断される場合に認める。面積の上限・下限は設けない。

## (2) 計画対象森林の基準

属地的計画の計画対象森林については、林班又は連たんする複数林班内において、認定森林所有者等（法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者、又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者）が、自ら森林の経営を行う森林（所有している森林及び森林経営を受託している森林）の全てが対象となるので、計画期間中に施業を実施する森林以外も対象とされます。

なお、現行の森林施業計画では一体整備相当森林の面積規模要件である 30 ヘクタール以上に含めることができなかつた禁伐林と竹林は、引き続き施業の対象とはなりません。保護の対象になるものであり、林班又は連たんする複数林班の 2 分の 1 以上の面積規模要件に含めることとなります。

同様に属人的計画の計画対象森林については、認定森林所有者等が自ら森林の経営を行う森林（所有森林と森林の経営を受託している森林）の全てが対象となる。

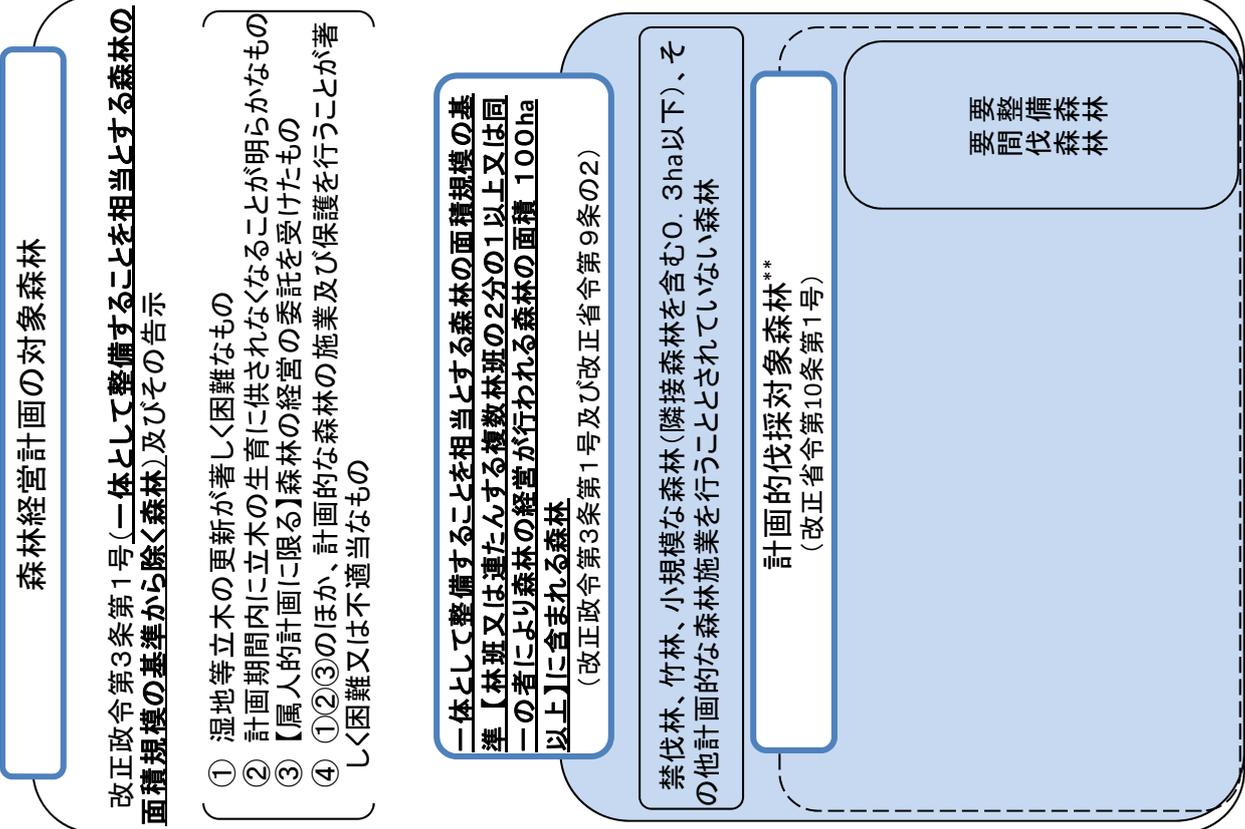
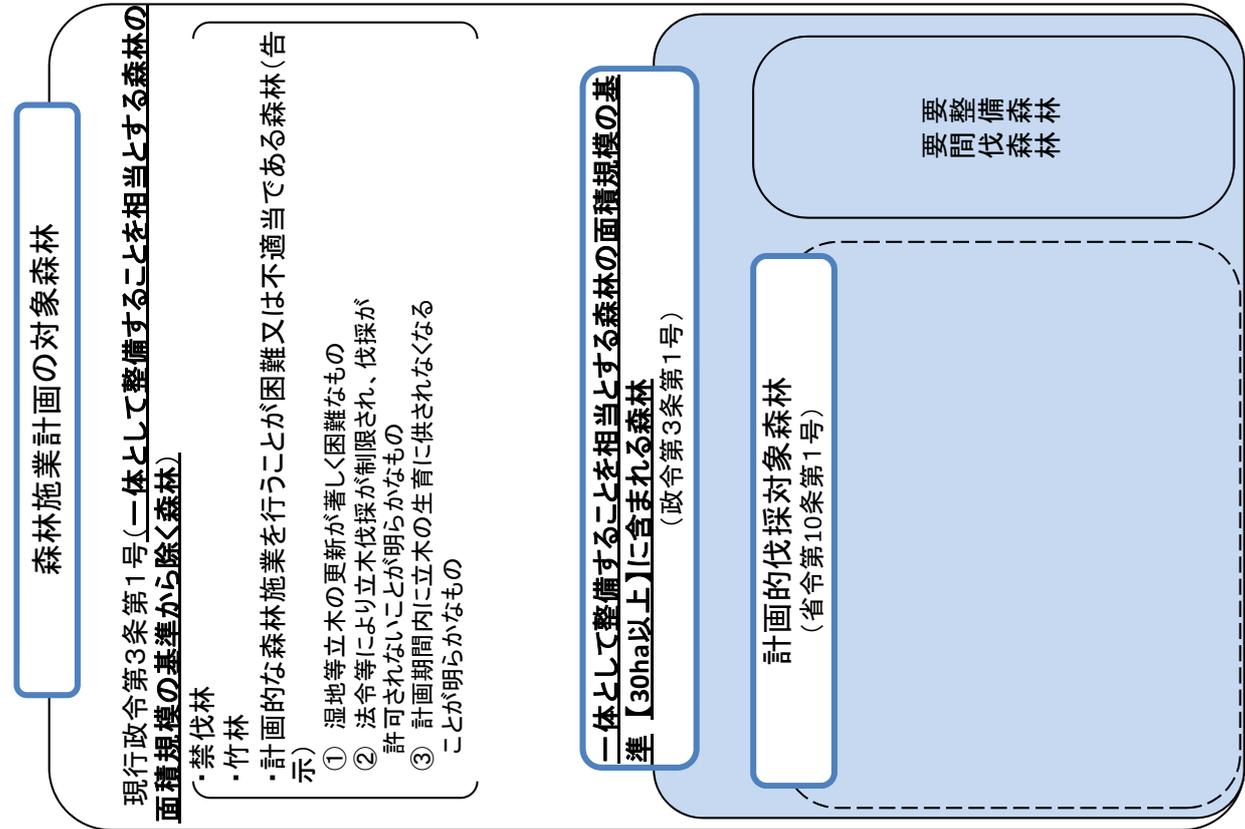
属地的計画に適用される「林班又は連たんする複数林班の 2 分の 1 以上の面積規模」及び属人的計画に適用される「同一の者により森林の経営が行われる 100 ha 以上の面積規模」の基準の対象とならない森林は、次に示す農林水産大臣が告示で定める基準（素案）のいずれかに該当する森林であって市町村長が認定を通じて指定（判断）することとなります。

（以下告示案）

- イ 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められること。【更新困難地】
- ロ 森林経営計画の期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められること。【開発予定地】
- ハ 森林経営計画の対象とする森林が森林法施行規則第 9 条の 2 第 1 号に掲げる場合に該当しない場合であっては、当該認定の請求をした者が森林所有者である森林でないこと。【属人的計画のみ適用されるルールで、省令に定める面積規模要件を所有する森林に限定】
- ニ イ、ロ又はハに掲げるもののほか、当該森林において計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不適當であると認められること。

また、認定森林所有者等は、一体整備相当森林（属地的計画及び属人的計画それぞれの範囲）として、自ら森林の経営を行う森林（所有森林と森林の経営を受託している森林）を全て計画対象森林としなければなりません。

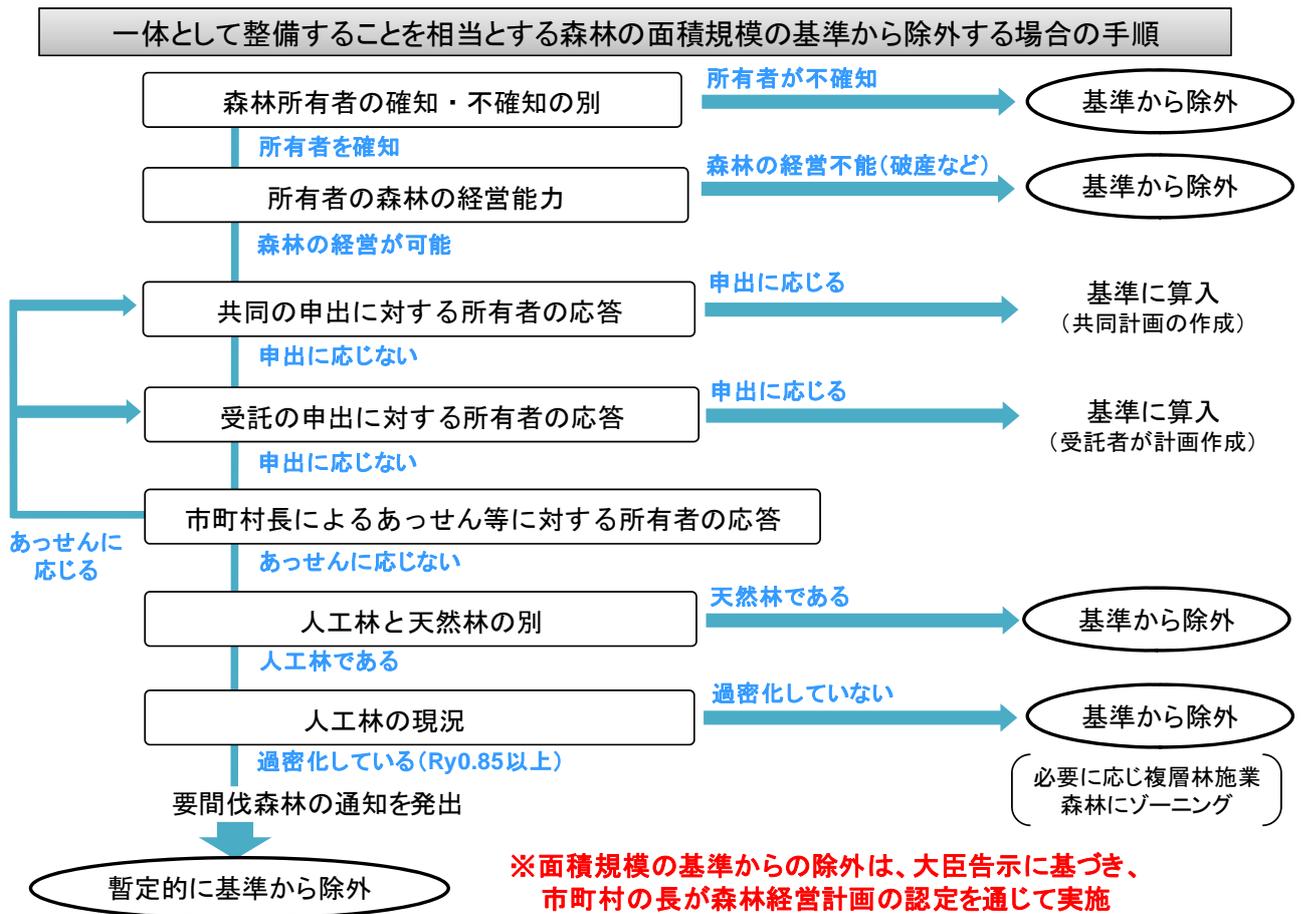
# ○ 森林経営計画の対象森林と計画的伐採対象森林について



Q&A ②

Q 一体として整備することが相当である森林の面積規模要件に算入しない計画的な森林の施業及び保護が著しく困難又は不適當な森林とはどのようなものか。

A 典型的な例示として、①森林所有者の所在が不明である森林②破産などにより森林の経営ができない者の所有する森林以外にも森林経営計画の作成を行おうとする者が、働きかけを行っても応じない森林所有者の所有する森林については、森林経営計画の認定権者があっせん等を行った上で除外できる運用を整理する考えである(具体的な取扱いには以下のフローチャートを参照)。



森林法

(森林経営計画)

第十一条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画(以下「森林経営計画」という。)を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適當であるかどうかにつき認定を求めることができる。

## 森林法施行令

(一体として整備することを相当とする森林の基準)

第三条 法第十一条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その森林の面積(計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不相当である森林として農林水産大臣が定める基準に従い市町村の長が指定した森林の面積を除く。)が農林水産省令で定める基準に適合していること。
- 二 その森林が地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況又は森林の経営の実施の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができることと認められるものであること。

## 森林法施行規則(素案)

(一体として整備することを相当とする森林の面積の基準)

第九条の二 令第三条第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 当該森林経営計画の対象とする森林が地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合 当該森林を含む小流域(令第三条第一号の規定により市町村の長が指定する森林を除く。)の面積の二分の一以上であること。
- 二 当該森林経営計画の対象とする森林が森林の経営の実施の状況からみて同一の者により造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合 百ヘクタール以上であること。

(森林経営計画の記載事項)

第十条 法第十一条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(森林経営計画の対象とする森林のうち次に掲げる森林以外の森林をいう。以下同じ。)のうち人工植栽に係るものの立木の樹高
  - イ 法令又はこれに基づく処分によりその立木の伐採が禁止されている森林
  - ロ 竹林
  - ハ その森林(当該森林に隣接している森林を含む。)の面積が著しく小さい森林
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林

### Q&A ③

Q 林班の面積の2分の1以上とする一体整備相当森林の面積規模要件の根拠は何か。

A これまでの森林施業計画においても、一体として整備することを相当とする森林の面積規模の基準については、その最小限度の規模について林業技術上、施業を実施していく上で、一体として整備することが相当とされる尾根や河川等の自然条件によって区分された林班を単位としてきた。

これは、①施業の実施に必要な路網については、尾根や河川を越えて開設することは非効率であること②伐採した立木を集積する際に、尾根をはさんだ区域から同時に集積することは非効率であることなどによるもので、林班の面積は全国平均で56ヘクタールであることと、この林班に含まれる当面の施業の対象とならない天然林や、岩石地などを除いた30ヘクタール以上であることが要件とされていた。

これを踏まえ森林経営計画の林班の2分の1以上とする面積基準は、①林班の一定割合を充足することが森林施業計画における30ヘクタール以上の面積基準と同様に、林班に根ざした適切な森林の施業及び保護が可能となること②原則として林班内に複数の計画が作成されないようにすることといった観点から定めたもの。

## 2 森林経営計画の認定請求者

森林経営計画の認定請求者となることができる者は、法第 11 条の規定により「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」です。

### (1) 森林経営計画の認定請求者

計画の認定請求者について、現行の森林施業計画では、「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者」（以下「森林所有者等」という。）とされていました。森林経営計画では、長期の視点に立って継続的に森林の経営が可能な者として、自ら森林経営を行う森林所有者、又は森林所有者と森林経営委託契約を締結し、立木竹の育成ができる者に限定されました。

#### Q&A ④

Q 複数の森林所有者からなる任意団体は計画の作成主体となれるのか(法人格がないとダメなのか。)

A 森林経営計画は、法律上、自ら森林経営を行う森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であれば作成が可能であり、任意団体(権利能力なき団体)であることをもって認定請求者から排除されない。しかしながら、責任の所在が不明確となることも多いため安易な運用は避ける必要がある。

無論、当該任意団体の目的が、構成員たる森林所有者の所有森林すべてについて森林経営を行うこととして、そのために必要な権限を有することを規約等で定めていることに加えて、団体としての組織を備え、多数決による意思決定が行われ、構成員の変更に関わりなく団体自体が存続し、代表方法、総会運営、財産管理その他団体としての主要な点が確定していて、実質的に持続的な森林の経営をなし得る団体であれば可能である。なお、令第 11 条第 8 号の団体であることが望ましい。

### (2) 共同申請の場合の取扱い（属地的計画のみ）

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同で森林経営計画を作成する場合は、認定請求者が次の森林経営計画の計画事項についてのみ共同で計画書を作成するものとし、それ以外の計画事項については、それぞれの認定請求者が別々に計画書の該当部分を作成したものをまとめて提出する事も可能であり、必ずしも計画事項の全てを一体化した計画書を作成する必要はありません。

#### 【森林経営計画を共同で作成する場合の共同で作成すべき計画事項】

ア 森林施業及び保護の共同化に関する事項について、共同して行う施業及び保護の種類及びその実施の方法

イ 森林施業及び保護の共同化に関する事項について、森林作業道等の施設（土場や作業場）の設置及び維持管理の方法並びにその利用

### (3) 森林経営委託契約書（雛型案）について

森林経営委託契約書（雛型案）は、現行の森林施業計画において示した「森林施業委託契約書（雛型案）」について、法第 11 条に規定する「森林の経営の委託」にふさわしいものとなるよう、必要最低限の見直しを行ったものです。

具体的には、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採などの立木竹の育成ができるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項も含めた計画になることから、その実施についても委託事項として追加しています。

また、森林経営計画に計画した施業や保護を実施するために必要な作業路網の設置及び維持管理ができるようにすること（※必須事項なので削除）等を行っています。さらに、森林経営委託契約は、将来的には信託等による質の高い森林の経営を目指しますが、当面は、受託者と森林所有者の信頼関係の程度に応じて、引き続き施業提案などを通じて森林所有者の意向を確認しながら行うことが可能です。そういう意味において、現行の長期施業受委託契約との内容の差は大きくありません。なお、現行の森林施業計画では、「請負契約」による受託者は立木竹の使用収益ができないことから森林所有者等とはみなされず、森林所有者等として森林施業計画を作成するためには、「委任契約」を締結し、立木竹に係る使用収益ができるようにする必要がありました。その点は、森林経営計画においても変わっておらず、造林、保育及び伐採などの森林の施業や森林の保護ができるよう委任契約の締結が必要です。

さらに、現在、森林所有者と森林施業委託契約書（長期施業受委託契約）を締結している場合であっても、森林経営委託契約書（雛形案）に準じた契約を新たに締結するか、受託者が森林の施業及び保護を含む森林の経営を自ら行えるよう既存の契約の変更契約を締結する必要があります。

（参考）

① 請負（民法第 632 条）

請負契約は、一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払う契約。

② 委任（準委任）（民法第 643 条（同法第 656 条））

委任契約は、一方が法律行為（準委任にあつては法律行為でない事務の委託）を行うことを相手方に委託する契約。（委任と準委任との間で、法律上の取扱に違いはありません。）

Q&A ⑤

Q 森林経営計画の計画作成者が森林所有者以外の者である場合、その者が森林経営の受託者であるかどうかをどのように判断するのか。

A 森林経営計画の計画作成者が、森林所有者以外の者である場合、その者が森林法上の「森林所有者から森林の経営の委託を受けて森林の経営を行う者」であるかどうかについては、森林所有者との間で締結された森林経営委託契約において受託者が立木竹の育成ができることになっているかどうかを判断することとなる。

森林経営委託契約書の雛形については、通知等で示すとともに、森林経営の委託を受けた者が森林経営計画の認定請求をするに当たっては、改正省令第11条第1項第2号の規定により当該契約書の写しを添付が必要となる。

なお、締結されている森林経営受委託契約の内容が森林経営の委託を受けた者にたる内容でない場合、その者は認定請求者としての資格をもたないこととなり、当該森林経営計画は、認定を受けられないことに留意が必要である。

森林法

(森林経営計画)

第十一条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

森林法施行規則（素案）

(認定の請求の添付書類)

第十一条 法第十一条第四項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を表示した図面

イ 当該森林経営計画の対象とする森林の所在

ロ 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設定及び維持管理の状況

ハ 当該森林経営計画の対象とする森林のうち主伐を行うものの区域

二 当該森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が当該森林経営計画を作成した場合にあつては、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面

三 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設定及び維持管理につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

【森林経営委託契約書（雛形案）に関する注意事項】

ア 付属の雛形案は、森林経営計画制度における森林経営受委託契約を具体化したものであり、「理想的な形」を示すものでなく、また、契約の自由を阻害するものではありません。

イ 森林経営委託契約書以外に、協定書、覚書といった契約方法も考えられます。また、その名称については「森づくり協定書」、「森林の管理に関する契約書」といった森林経営の文言が入らないものであっても問題ありません。

ウ 締結した森林経営委託契約書が、印紙税法上のどの課税文書に該当するのかについては、各自で最寄りの税務署に確認する必要があります。なお、委任のみを内容とする契約書は非課税となっています。

## 森林経営委託契約書（雛形案）

森林所有者〇〇ほか〇名（以下「甲」という。）と受託者〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。

（信義忠誠の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の対象とする森林）

第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は、別紙1（略）に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（契約の期間）

第3条 この契約の契約期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

平成〇年〇月〇日から

平成〇年〇月〇日まで

（委託事項）

第4条 乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画及び別紙2に示す森林の経営に当たっての特記事項に従い、契約対象森林に関する次の事項（以下「委託事項」という。）を実施するものとする。

(1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること

(2) 森林の保護等のため、以下に掲げる事項を実施すること

(ア 森林の現況把握

イ 火災の予防及び消防

ウ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

エ 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

オ 甲以外の者が所有する森林との境界の巡視

カ ア又はオを実施した結果異常を発見したときに行う必要な措置)

2 前項第1号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項第2号イからエまで若しくはカに掲げる事項を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（森林への立入り及び施設の利用等）

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は契約対象森林内に設置された作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（森林経営計画の作成及び実行）

第6条 乙は、委託事項を実施するために、契約対象森林について単独で又は他の森林

所有者若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第 11 条に規定する森林経営計画を作成し、その認定（変更の認定を含む。）を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

- 2 前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は、甲と協議してこれを作成するものとする。

（委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等）

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

- 2 甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

- 3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

（委託料の請求）

第 9 条 乙は、事業年次ごとに、委託事項の実施に要した費用（次項により補助金等を充当した場合にあっては、委託事項の実施に要した費用から当該補助金等の額を控除したもの）を委託料として、甲に請求するものとする。

- 2 乙は、委託事項の実施に当たり補助金等の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。

- 3 甲は、乙から第 1 項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

（損害の填補等）

第 10 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当たらなければならない。

- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権原に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

（災害等による委託事項の不実施）

第 11 条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
  - (2) 作業路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
  - (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- （債務不履行による契約の解除）

第 12 条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときを除く。）、第 7 条の是正要求にも応じない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに第 9 条第 1 項の委託料を支払わない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

（甲の届出）

第 13 条 甲及び甲の相続人又は受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第 3 号の定めに基づき前項の申出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第 3 条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

（その他の事項）

第 14 条 この契約に定めのない事項を定め、又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 森林所有者

住所	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地
氏名又は名称	何 某 印
住所	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地
氏名又は名称	何 某 印

・・・（以下人数分）・・・

(乙) 受 託 者

住所	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地
氏名又は名称	何 某 印

### 3 森林経営計画書の作成

森林経営計画書の様式（案）は、別途送付した「森林経営計画運営要領について」（案）のとおりです。これは、法第11条第2項及び第3項、改正省令第10条に規定する計画事項及び第9条の3に規定する長期の方針の記載方法を具体的に示したものであり、認定権者は、認定請求のあった森林経営計画が認定基準等を満たすものであるかどうかについて、この計画書の内容により判断することになります。

#### (1) 森林の経営に関する長期の方針

ア 40年以上の期間に係る森林の経営についての基本方針及び5年ごとの伐採立木材積、間伐面積及び造林面積（うち植栽）を公益的機能別施業森林の内外別に記載。

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営（特に、生物多様性の保全について要記載）及び目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護について記載。

イ【森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合のみ】森林の経営の共同化に関する長期の方針を記載。

ウ【規則第9条の2第2号に係る森林経営計画（属人的計画）を作成した場合に限る】規則第9条の3第3号に従い、規則第9条の2第1号に係る森林経営計画（属地的計画）の作成者の申出に応じて共同して計画を作成することについて記載。

エ 持続的な森林の経営を推進するために必要な作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する40年以上の方針を記載。

オ その他参考とすべき事項として、森林施業計画と同様に、旧計画との継続性や特に考慮した事項を記載。

#### (2) 森林の現況及び伐採計画等

ア その対象とする森林についての所在場所別、計画的伐採対象森林の内外、森林の区分、面積、人工植栽に係る森林とその他森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木材積、間伐施業履歴、主伐施業履歴

間伐の履歴は、当該森林経営計画の始期前10年以内に実施されたものについて、その実施時期及び面積を記載

主伐の履歴は、当該森林経営計画の始期前5年以内に実施されたものについて、その実施時期及び面積を記載

イ 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期（主伐に限り年度ごと）、伐採面積、伐採可能材積、伐採立木材積及び伐採方法

なお、間伐に関する伐採計画の時期は、当該森林経営計画の始期の属する年度から当該森林経営計画の終期の属する年度まで（5年間）という記載が可能

ウ 造林等を実施する森林についての造林計画（所在場所別の造林時期、造林面

- 積、造林樹種及び造林方法)、保育計画及び保護計画
- エ 計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係る森林の樹高
- オ 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育その他の施業の計画

### (3) 森林の保護に関する事項

- ア 森林の保護項目として、火災・病虫害・気象害の予防のために行う森林の巡視方法や境界の管理等の取組等について記載
- イ 森林の保護を目的とした火入れを実施する森林について時期・目的等を記載
- ウ 天然林の保全方針

### (4) 【共同して森林経営計画を作成する場合にのみ】森林施業及び保護の共同化に関する事項

- ア 共同で行う施業及び保護の種類、実施方法や、その他森林施業の共同化に関する事項として、作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法を記載（新たな作業路網を設置し、維持管理する場合は、そのための同意があったことを証する書類の添付が必要）
- イ 【規則第9条の2第2号に係る森林経営計画（属人的計画）を作成した場合に限る】、規則第9条の2第1号に係る森林経営計画（属地的計画）の作成者の申出に応じて共同して計画を作成することについて記載。

### (5) 森林の経営の規模拡大の目標等【任意記載事項。なお、税制改正要望中の山林相続税等の納税猶予の適用を受ける者は記載事項については別に定める】

- ア 高性能林業機械の配置等による森林経営の拡大目標を記載
- イ 作業路網の整備及び作業システムの採用による森林経営の拡大方法を記載
- ウ 対象森林内において、森林経営計画に参画していない森林所有者への働きかけ（規則第9条の2第1号に係る森林経営計画（属地的計画）の面積規模の基準から除外することとなる働きかけを行っても応じない所有者の森林に関する記載）や、間伐材の利用促進方法・集約化の実効性の方法等を記載

### (6) 作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する計画

- ア 計画期間内に設置を予定する作業路網その他施設（土場や作業場）について、作業路網等の起終点及び路線名・森林施業の作業システムごとに図示
- イ 各作業路網の線形、整備量、路網密度の目標については参考情報として記載

## 森林法

(森林経営計画)

### 第十一条 (略)

- 2 森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 その対象とする森林についての森林の経営に関する長期の方針
    - 二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積
    - 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法(間伐に関する事項を除く。)
    - 四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
    - 五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
    - 六 保育の種類別の面積
    - 七 森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項
    - 八 その他農林水産省令で定める事項
  - 3 森林経営計画には、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置を記載することができる。
- 4・5 (略)

## 森林法施行規則(素案)

(森林の経営に関する長期の方針の記載方法)

第九条の三 法第十一条第二項第一号の森林の経営に関する長期の方針には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 四十年以上の期間に係る森林の経営に関する基本方針並びに五年ごとの伐採立木材積及び造林面積
- 二 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合にあつては、森林の経営の共同化に関する長期の方針
- 三 森林経営計画の対象とする森林が第九条の二第一号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該森林を含む小流域に所在する森林の森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて共同して作成する森林経営計画(その対象とする森林が当該小流域に所在する森林の全部または一部を含み、かつ、同号に掲げる場合に該当するものに限る。)の作成に関する長期の方針
- 四 (略)

(森林経営計画の記載事項)

第十条 法第十一条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(森林経営計画の対象とする森林のうち次に掲げる森林以外の森林をいう。以下同じ。)のうち人工植栽に係るものの立木の樹高
  - イ 法令又はこれに基づく処分によりその立木の伐採が禁止されている森林
  - ロ 竹林
  - ハ その森林(当該森林に隣接している森林を含む。)の面積が著しく小さい森林
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林

## 4 森林経営計画の作成指導及び情報提供

農林水産大臣及び都道府県知事は、法第 191 条第 1 項の規定により、森林経営計画の作成及び達成等について、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めることとされています。

また、市町村は、法第 191 条第 2 項の規定により、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあつせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めることとされています。

### 森林法

(農林水産大臣等の援助)

第百九十一条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

2 市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあつせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

## 5 森林経営計画の認定請求と受理

### (1) 認定権者

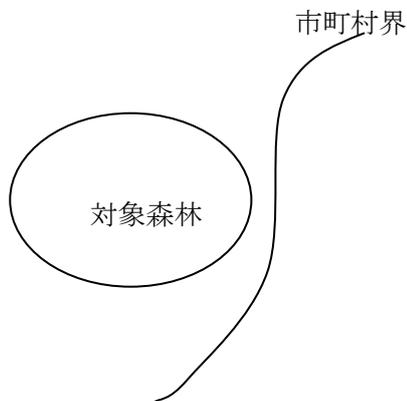
森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の対象とする森林の所在地により次のとおりとなっています（法第19条第1項）。

- ア 計画対象森林の全部が一つの市町村の区域内にあるもの 市町村長
- イ 計画対象森林の所在地が二つ以上の市町村の区域にわたる場合であって、その全部が一つの都道府県の区域内にあるもの 都道府県知事
- ウ 計画対象森林の所在地が二つ以上の市町村の区域にわたる場合であって、かつ二つ以上の都道府県の区域にわたる場合 農林水産大臣

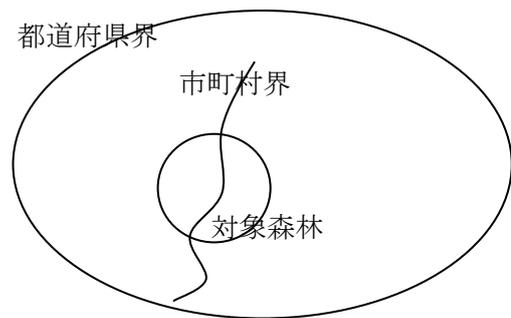
なお、今回の法改正により、属人的計画の作成が可能となることから、現行の森林施業計画に比べて、都道府県知事又は農林水産大臣が認定権者となる森林経営計画が増えるものと考えられます。

#### 計画対象森林の所在地に応じた認定権者の違い

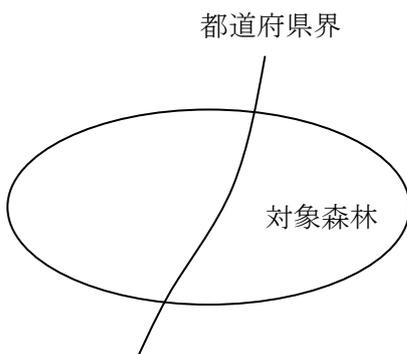
##### (ア に該当する場合)



##### (イ に該当する場合)



##### (ウ に該当する場合)



## (2) 認定請求の時期

森林経営計画の認定請求の時期については、当該森林経営計画の認定権者の別に応じて、当該森林経営計画の始期から次の表に掲げる日までに認定請求書を提出することが必要です（改正省令第9条第1項）。

認定権者	市町村長	都道府県知事	農林水産大臣
認定請求から計画の始期までの日数	20 日前	30 日前	60 日前

## (3) 認定請求に必要な書類等

認定請求に必要な書類等は以下のとおりです（法第11条第4項、改正省令第9条、第11条）。

ア 森林経営計画認定請求書（農林水産大臣告示に定める様式による。）

イ 森林経営計画書

ウ 添付書類

(ア) 次の事項を示した図面

- ・ 計画対象森林の所在
- ・ 計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理の状況
- ・ 主伐を行う区域

(イ) 【森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が認定請求する場合】森林の経営の受託を受けた者であることを証明する書類（森林経営委託契約書の写し）

(ウ) 作業路網その他施設の設置及び維持管理について、森林の土地の所有者から合意を得た事を証明する書類（当該施設の利用及び維持管理について定めた協定書等の写し。ただし、(イ)に掲げる森林経営委託契約書において、作業路網その他の施設及び維持管理に関する条項が含まれている場合には、省略できる）

森林経営計画の認定請求の受理にあたっては窓口において、形式的要件を備えているかどうか、その他可能な限り計画の内容をチェックする必要があります。

なお、森林経営計画の内容及び添付書類に不備がある場合及び法令に違反している認定請求にあっては、速やかに当該認定請求者に補正を求める等の指導をお願いします。

- ・ 認定請求に必要な書類が全て揃っているか、また記入漏れなどがないかどうか
- ・ 計画の始期及び終期が正しく記入されているかどうか
- ・ 認定請求者が共同かどうか、共同の場合、共同作成に当たって必要な計画事項が計画されているかどうか
- ・ 長期の方針と計画内容が一致しているかどうか

- ・ 認定請求者に森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が含まれるかどうか、含まれている場合、森林経営委託契約書の内容は適正かどうか

#### (4) 森林経営計画の認定の期限

森林経営計画の認定権者は、認定請求者から森林経営計画認定請求書と森林経営計画書の提出を受けた場合、認定権者の別に応じて次の表に掲げた日数以内に、当該森林経営計画の内容が適当かどうかについて認定を行わなければなりません。

当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項に掲げる要件の全てを満たしていると認められない場合には、当該認定請求者に対して、認定請求を取り下げ、計画の内容の補正を行った上で改めて認定請求をするよう指導することとしています。

認定権者	市町村長	都道府県知事	農林水産大臣
認定請求日から認定日までの日数	20 日以内	30 日以内	60 日以内

#### (5) 認定の通知

審査の結果、認定請求のあった森林経営計画の内容が適当であると認められる場合は、林野庁長官通知で定める模範例を参考に定める様式による森林経営計画認定書を認定請求者に送付して、認定の通知を行います（改正省令第 13 条の 8）。

（※ 税制上の特例措置については、現行の森林施業計画で認められている山林所得の特別控除、公益的機能別施業森林における相続税等の評価減等や、新たに山林相続税等の納税猶予が認められるよう、税制改正要望を行っているところですが、税制上の特例措置が認められた場合、森林所有者が適用を受ける特例措置に応じて、当該森林所有者の住所地の所轄税務署長に森林経営計画の認定をした旨を通知する等の手続を行う必要があります。）

森林法

（森林経営計画）

第十一条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。

5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一～七（略）

6（略）

（数市町村にわたる事項の処理等）

第十九条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

2～4（略）

森林法施行規則（素案）

（森林経営計画の認定の請求等）

第九条 法第十一条第一項の規定による認定の請求をしようとする者は、その請求に係る森林経営計画の始期の二十日前（法第十九条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされる場合にあつては三十日前、農林水産大臣が処理することとされる場合にあつては六十日前）までに、認定請求書及び森林経営計画書を提出しなければならない。

- 2 前項の書類の提出部数は、各一通（法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通）とする。  
（認定の請求の添付書類）

第十一条 法第十一条第四項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を表示した図面

イ 当該森林経営計画の対象とする森林の所在

ロ 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理の状況

ハ 当該森林経営計画の対象とする森林のうち主伐を行うものの区域

二 当該森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が当該森林経営計画を作成した場合にあつては、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面

三 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理につき、森林の土地の所有者との合意があつたことを証する書面

- 2 前項の書類の提出部数は、各一通（法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通）とする。  
（森林経営計画の認定の期限）

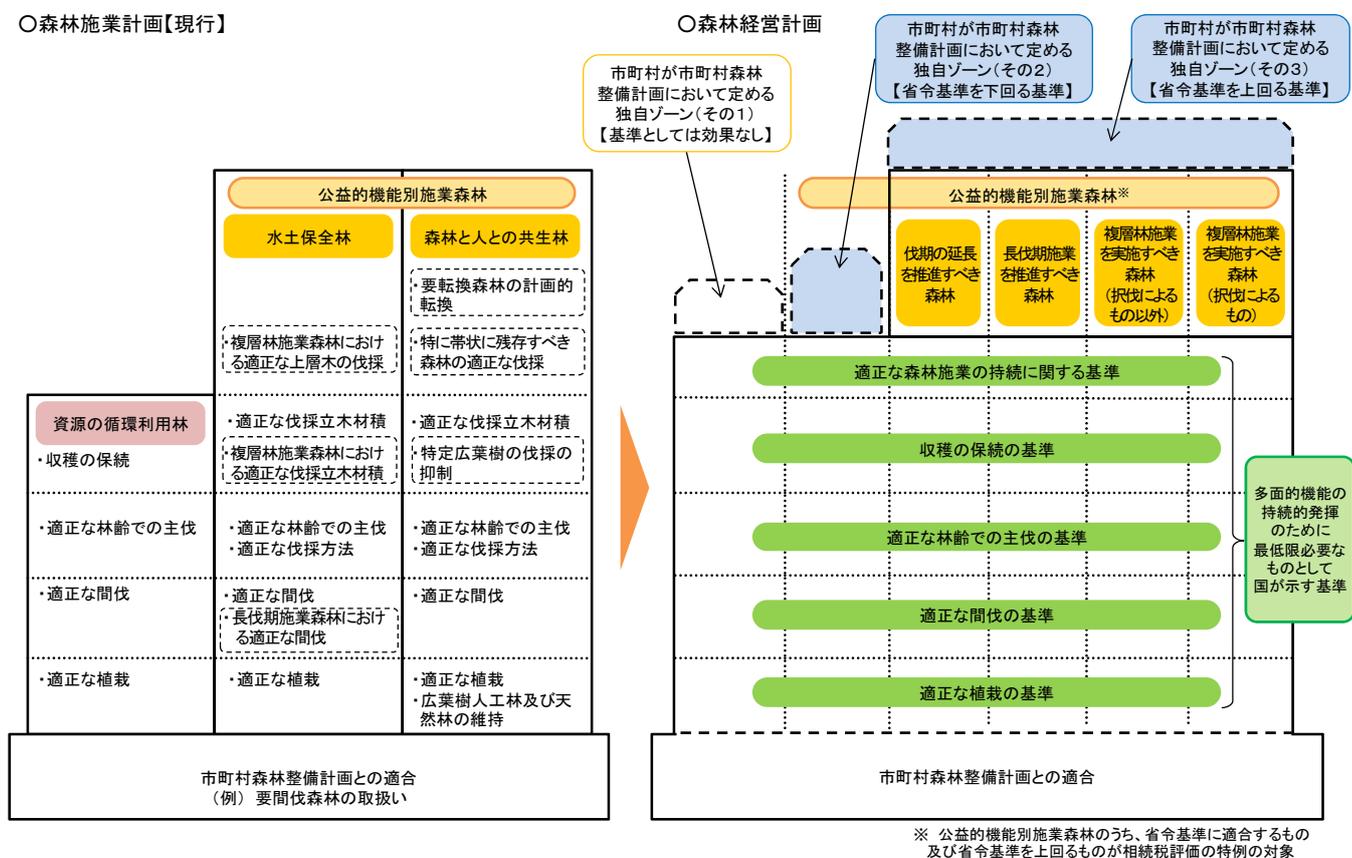
第十三条の四 市町村の長（法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）は、第九条第一項の認定請求書及び森林経営計画書の提出があつたときは、その提出のあつた日から二十日以内（法第十九条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされる場合にあつては三十日以内、農林水産大臣が処理することとされる場合にあつては六十日以内）に、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定し、これを書面によりその認定の請求をした者（当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者がその認定の請求をした場合にあつては、当該森林所有者を含む。）に通知するものとする。

## 6 森林経営計画の認定基準と審査

認定権者が受理した森林経営計画書については、記載内容と認定基準（施業の実施基準）への適合の2つの面から審査をします。

現行の森林施業計画の認定基準と同様、森林経営計画の認定基準は、法第11条第5項及び第6項への適合が必要です。特に、公益的機能別施業森林について、公益的機能別施業森林ごとに異なる実施基準が設けられていますが、可能な限り共通の基準が適用されるよう見直されています。

### 森林施業計画と森林経営計画の実施基準の構造の違い（イメージ）



### (1) 一体整備相当森林

- ・ 属地的計画の場合、改正政令第3条及び改正省令第9条の2第1号で規定する面積規模の基準を満たしていること（林班又は連たんする複数林班の2分の1以上の面積）。
- ・ 属人的計画の場合、改正政令第3条及び改正省令第9条の2第2号で規定する面積規模の基準を満たしていること（同一の者により森林の経営が行われる森林の面積が100ha以上（受託森林を除く））。

(※ 詳細は、1の森林経営計画の対象とする森林を参照してください。)

## (2) 森林の経営に関する長期の方針

- ・ 長期の方針に従って森林の経営を実施する場合、おおむね森林経営計画に記載されている施業及び保護の実施が確保されること。
- ・ 長期の方針に記載されている伐採立木材積及び造林面積と5年間の森林経営計画の内容と整合性がとれていること。
- ・ 森林経営計画を更新作成する場合には、森林の経営の継続性を確保する観点から、前計画との整合性が保たれていること。
- ・ 規則第9条の2第2号に係る森林経営計画（属人的計画）にあつては、認定森林所有者等が、他の規則第9条の2第1号に係る森林経営計画（属地的計画）の作成者の共同の申出に応じて計画の参画することが確実であること。

## (3) 施業の実施基準（森林経営計画の施業の実施に関する基準（案）の概要を参照。）

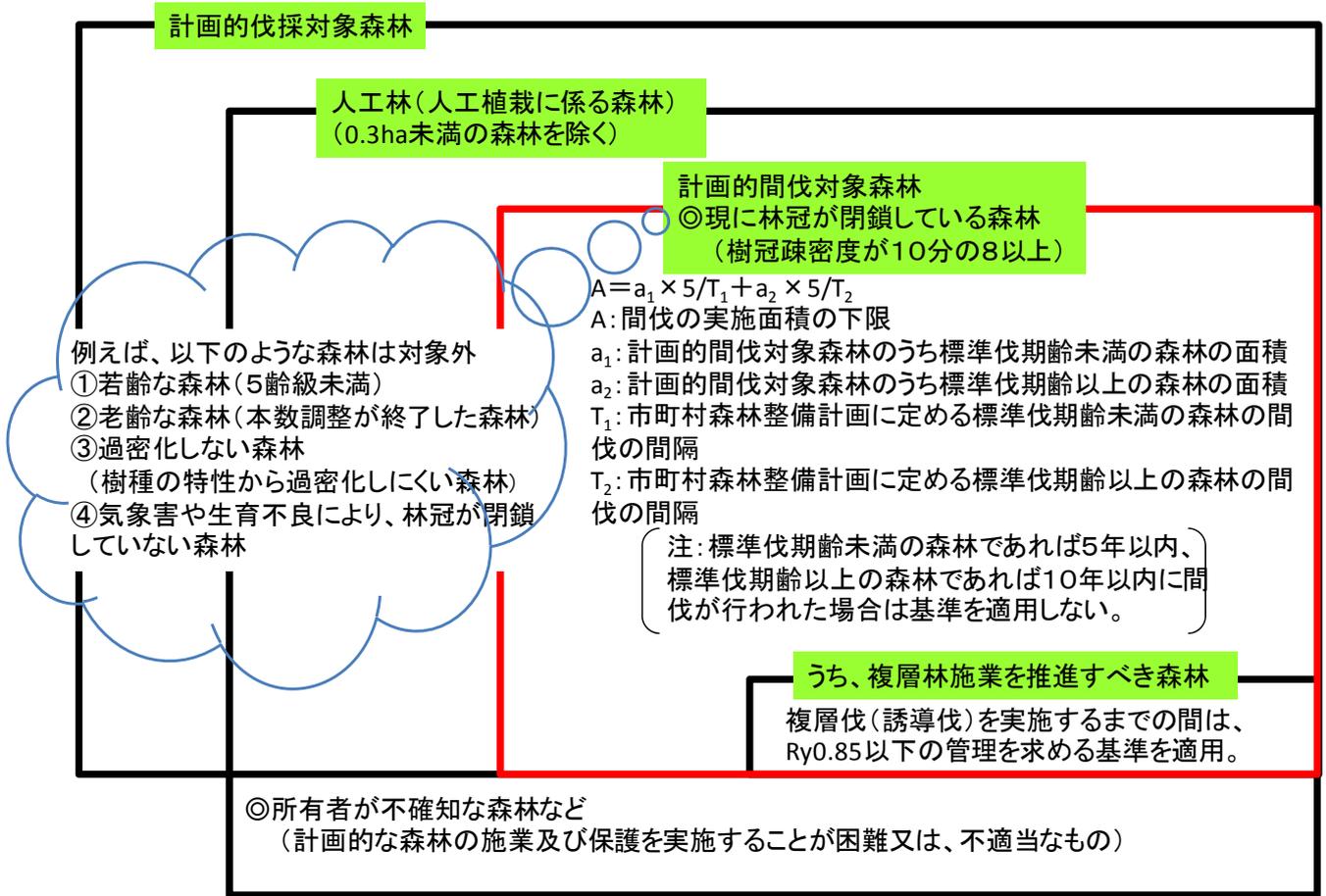
### ① 適正な植栽

- ・ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採後2年以内（択伐による場合は市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内）の植栽が計画されていること。
- ・ それ以外の森林については、伐採後5年を経過して更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が立木地（立木度3以上）となること）が図られていない場合、更新が図られるよう造林が計画されていること。 等

### ② 適正な間伐

- ・ 計画的間伐対象森林（計画始期においてうっ閉（樹冠疎密度0.8以上）している森林であつて、間伐後おおむね5年後にはうっ閉することが確実であることが見込まれる森林）について、標準伐期齢未満の森林及び標準伐期齢以上の森林ごとに、それぞれ市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従つて間伐する場合の面積以上の間伐が計画されていること。 等

# 森林経営計画における間伐の考え方



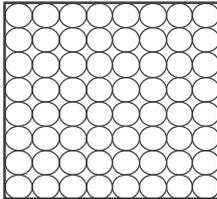
## 適正な間伐の実施基準における樹冠疎密度の考え方

適正な間伐とは

現に樹冠疎密度が10分の8以上(うっ閉している状態)の森林について、市町村森林整備計画の標準的な間伐を実施したとしても、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積35%以内の伐採。

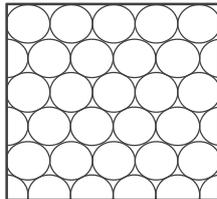
### 樹冠疎密度の目安

10分の8



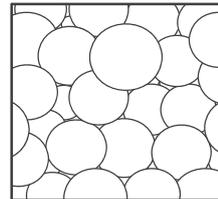
1,600本/ha程度の林分で樹冠が相互に接している状態

10分の9



700本/ha程度の林分で樹冠が相互に接している状態

10分の10

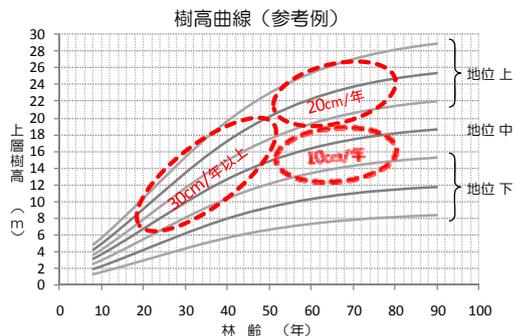


樹冠が完全に重なり合っている状態

森林法施行規則  
 第21条(樹冠疎密度)  
 令別表第2の第1号(2)イの樹冠疎密度は、おおむね20メートル平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出するものとする。

⇒ 隣り合わせた樹木の葉が互いに接していれば樹冠疎密度は10分の8以上(目視により判断)

### 樹冠疎密度と成長速度の関係



### 伐採率の調整例(参考)

樹高 生長量	間伐前 樹冠疎密度	伐採率(面積率)			
		10%	20%	30%	35%
30 cm/年 以上	80	○	○	○	○
	90	○	○	○	○
	100	○	○	○	○
20 cm/年	80	○	×	×	×
	90	○	○	×	×
	100	○	○	○	×
10 cm/年	80	×	×	×	×
	90	○	×	×	×
	100	○	○	×	×

- 樹冠の閉鎖速度は樹高生長と密接な関係があり、生長の旺盛な林分ほど閉鎖に要する時間は短い。
- 樹冠疎密度が10分の8以上の森林で立木材積35%以内の伐採を行った場合、標準伐期齢未満の森林など生長が旺盛な森林(樹高生長が30cm/年以上)であれば、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが既往の研究データ等で分かっている。
- 標準伐期齢以上の森林など樹高生長が30cm/年未満の場合には、間伐前の樹冠疎密度、立木本数、樹高生長量等を勘案して伐採率を調整。

⇒ 間伐実施林分の生長量に応じて伐採率を調整

### ③ 適正な伐採立木材積

- ・ 択伐複層林施業森林及び特定広葉樹施業森林以外の森林にあつては、主伐による伐採を計画している材積が、カメラルタキセ式で補正して得られる材積（市町村長による成長量を超える伐採材積の設定等が行われている場合はその材積を加えたもの（改正省令第12条第2項及び第3））以下であること。 等

#### ○適正な伐採立木材積（改正後の第12条第1項第9号、第2項及び第3項関係）

##### 【基本的な考え方】

- ・ 森林経営計画の計画期間中の個々の計画的伐採対象森林※にかかる各年の年間伐採可能材積（間伐のために伐採することとされている立木の材積を除く。） $e_w$ を想定。  
（※ 計画的伐採対象森林から、択伐複層林施業推進森林及び特定広葉樹育成施業森林は除く。以下同じ。）

$$e_w = \left( z + \frac{V_w - V_n}{t_a} \right)$$

- z : 当該計画的伐採対象森林の年間成長量（ただし、木材生産機能維持増進森林にあつては1.2を乗じて得た値）
- $V_w$  : 当該森林経営計画の始期における当該計画的伐採対象森林の立木の材積
- $V_n$  : 当該計画的伐採対象森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積
- $t_a$  : 当該計画的伐採対象森林につき定められている標準伐期齢



##### 【改正後の第12条第1項第9号】

- ・ 計画的伐採対象森林につき当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、以下の式以下であることとして規律（改正後の第12条第1項第9号、付録第3）。すなわち、個々の計画的伐採対象森林の年間伐採可能材積 $e_w$ は、当該森林経営計画内で流用可能（図1）。

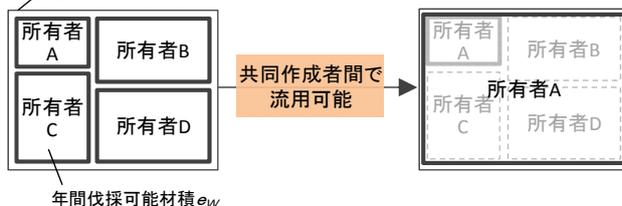
$$\left( Z + \frac{V_w - V_n}{T} \right) \times 5 \quad (= \sum e_w \times 5)$$

- Z : 当該計画的伐採対象森林の年間成長量（ただし、木材生産機能維持増進森林にあつては1.2を乗じて得た値）
- $V_w$  : 当該森林経営計画の始期における当該計画的伐採対象森林の立木の材積
- $V_n$  : 当該計画的伐採対象森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積
- T : 当該計画的伐採対象森林につき定められている標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値

図1 森林経営計画内での伐採量の流用ルール

##### ○ 同一年度内の流用

森林経営計画（共同）



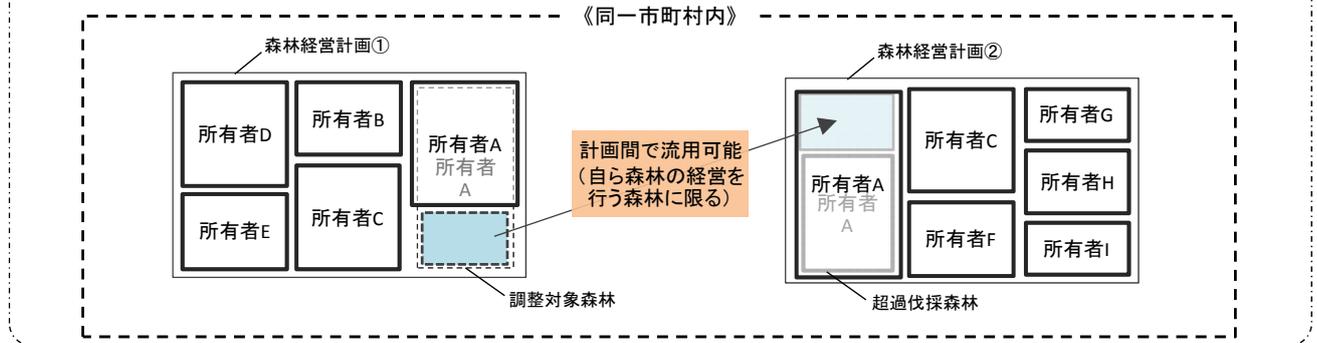
##### ○ 年度間の流用



【改正後の第12条第2項、第3項】

- ・ 計画的伐採対象森林につき当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、付録第3の算式により算出される材積を超える場合であっても、市町村の長が定める材積を加えて得た材積を計画的伐採対象森林における伐採をすることができる立木の材積とすることができる(改正後の第12条第2項)。すなわち、個々の計画的伐採対象森林の年間伐採可能材積 $e_{W}$ は、認定森林所有者等が自ら森林の経営を行うものに限りに、同一市町村内の森林経営計画間で流用可能(図2)。
- ・ このルールは、計画対象森林が複数市町村にわたる場合(都道府県知事認定又は農林水産大臣認定の場合)も適用可能(第3項)。

図2 森林経営計画間での伐採量の流用ルール



(4) 市町村森林整備計画への適合

- ・ 市町村森林整備計画に定められた伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項、間伐・保育の基準等に適合していること。

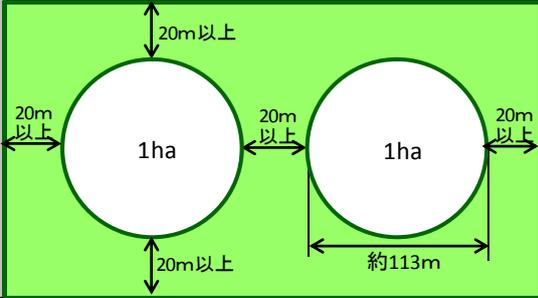
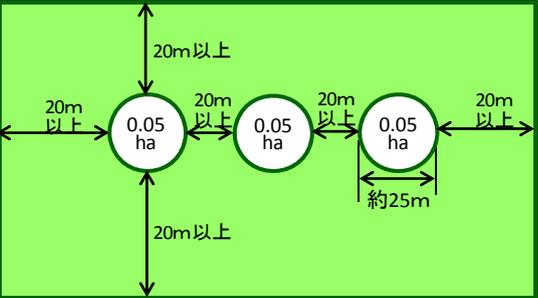
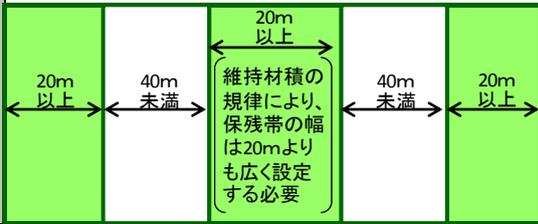
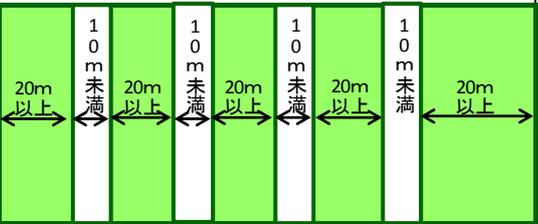
(5) 作業路網の整備状況等に照らして、認定請求者が当該計画に従った森林の施業・保護が適正かつ確実に実施されると認められること

(6) その他

- ・ 火入れに関する計画を記載している場合の火入れの目的が、造林のための地ごしらえ又は害虫駆除であること。 等



○ 複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準

		複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)		70%以下	30%以下 (伐採後の更新を植栽による場合40%)
維持材積		標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
保残帯の幅		20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区 の 形状	群状伐採	伐区面積: 1ha未満 	伐区面積: 0.05ha未満 
	帯状伐採	伐採する帯の幅: 40m未満 	伐採する帯の幅: 10m未満 
間伐の方法		【単層林である場合】 $R_y$ が0.85以上の森林について、 $R_y$ が0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林(人工林)】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

Q&A ⑥

Q 「作業路網の整備の状況等に照らして、計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められる」をどのように確認するのか。

A 当該認定要件については、作業路網の現況や今後の整備見通しなどの状況から、計画に従った森林の施業及び保護について実行可能かといった観点から計画内容の是非を判断。

具体的には、計画事項として路網の設置及び管理状況を記載(森林作業道台帳の整備状況、間伐等の実施の際に路線を使用することについて妨げがないことの証明)してもらい、森林経営計画の実効性を確認する。

## 7 森林経営計画の変更

### (1) 森林経営計画の変更

森林経営計画の変更は法第 12 条に規定されていますが、第 1 項に規定する変更事由に該当した場合は「認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなくてはならない」と規定されていることから義務的変更といわれています。また、同条第 2 項に規定する森林経営計画の変更は「認定森林所有者等は、その変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる」と規定されていることから自主的変更といわれています。

なお、法第 13 条の規定による森林経営計画の変更に係る通知は、市町村森林整備計画が変更され、認定を受けていた森林の区分が変更になった場合等が考えられます。

義務的変更については、計画の遵守を前提とすれば、次の場合が想定されます。

ア 対象とする森林の一部について自ら森林の経営を行わなくなった場合

イ 対象とする森林において、共同経営計画者が経営を一部引き受ける場合

ウ 対象とする森林と一体整備相当森林に適合するものにつき、新たな森林経営を行う場合

(※ 義務的変更は、認定森林所有者等が必ず行わなくてはならない変更であり、認定森林所有者等以外の者が新たに参画するケースは、自主的変更として整理した。)

また、義務的変更ではありませんが、対象とする森林と一体整備相当森林に適合するものにつき、新たに共同の森林経営を行う者が現れた場合については、森林経営計画が、林班又は連たんする複数林班単位の計画として、面的なまとまりによる持続的な森林経営を目的とした計画であることから、新たな主体（共同の森林経営計画作成者）が追加された場合でも、既に計画の認定を受けている認定森林所有者等の同意を得て変更により森林経営計画に参画すれば足りることとして、再度、森林経営計画を作成し直し、認定請求する必要がないということを意味しています。

なお、改正省令に定められた施業の実施基準を満たす範囲内であれば、計画の自主的変更は可能です。

例えば、10ha の間伐を計画し、実施基準による間伐面積の下限が 10ha である場合、間伐面積が 9ha となるような計画変更はできませんが、計画箇所を選定し直し、間伐面積が引き続き 10ha となるような変更認定の請求が可能です。

下表は上記の記述をまとめたものです。

## 森林経営計画の「義務的変更・自主的変更」の関係

変更内容	取り扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする森林の一部について自ら森林の経営を行わなくなった場合</li> <li>・対象とする森林の一部について、共同の森林経営計画者が森林の経営を一部引き受ける場合</li> <li>・対象とする森林と一体整備相当森林に適合するものにつき、新たに森林経営を行うこととなった森林を追加し経営計画を作成する場合</li> </ul>	<p>義務的変更 (変更に伴い認定要件又は認定基準を満たさなくなる場合は、認定要件等を満たす計画とすることが必要)</p> <p>※変更認定の申請を行わないと認定取消</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施業の実施基準を満たす範囲内の変更（例えば主伐量・間伐量の変更、伐採対象箇所の変更など）</li> <li>・対象とする森林と一体整備相当森林に適合するものにつき、新たに共同の森林経営を行う者が現れた場合</li> </ul>	<p>自主的変更 (変更を行わない場合には、計画を遵守していないとしてみなされるおそれ)</p> <p>※変更認定の申請が必要</p>

### (2) 変更計画の認定請求

森林経営計画の変更認定請求書等が提出された場合、書類の内容を吟味し、形式的要件を備えたものであるかどうか確認します。

変更後の森林経営計画書及び添付書類については、変更に関する部分のみであっても差し支えありません。

また、提出された書類に不備が認められる場合には、極力適正な計画に訂正するよう認定請求者を指導して、変更認定が受けられるようにする必要があります。

なお、変更計画の認定請求の時期及び認定期限は、法第 12 条第 3 項の読替規定により、新たに認定を受けようとする場合と同様の日数となっていますが、変更の事由が法第 12 条第 1 項（義務的変更）に該当する場合は、その該当する日となった日から 30 日以内に変更計画の認定請求を行わなければならないこととされています（改正省令第 13 条の 5）。

### (3) 森林経営計画の変更の認定

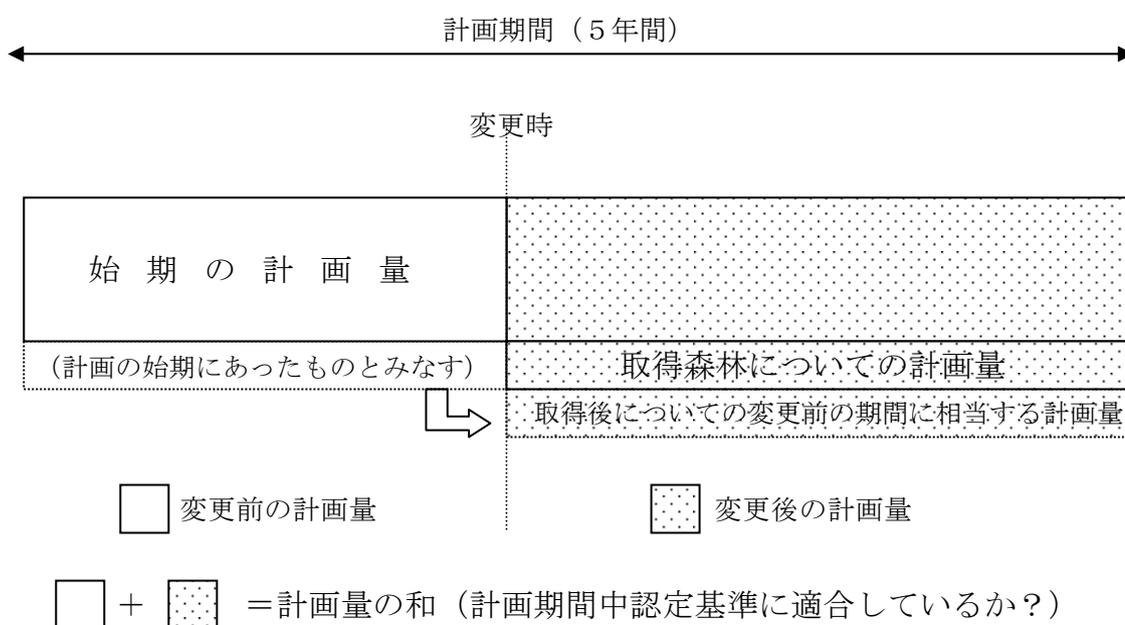
森林経営計画の変更の審査にあたって特に問題となるのは、森林経営計画の計画対象森林やその現況について変動がある場合が考えられます。

ア 計画対象森林の面積に異動があった場合

## イ 計画対象森林の面積に異動が無いが、その内容に異動があった場合

アの場合とは、計画対象森林が増減した場合のことであり、この場合は、認定基準の計算の基礎となるもの、すなわち森林の現況の面積、材積、成長量などが変わることとなり、認定基準となる間伐面積、伐採材積、造林面積等の値が変わることとなります。したがって、変更計画の審査に当たっては、この新しい現況を基に審査を行うこととなります。

認定基準の適用は、法第12条第3項の読替規定により、法第11条第4項から第6項の規定を準用することとなっていますので、新たに計画を作成する場合と同様に法第11条4項から第6項の要件を満たす必要があります。審査にあたっては、原則として森林経営計画の対象とする森林の異動が当該計画の始期にあったものとみなして認定基準を適用することとなります。



イの場合とは、計画対象森林が、公益的機能別森林の種別変更により主伐による伐採量や伐採方法の変更をせざるを得ない等のケースが考えられます。

この場合、該当するそれぞれの基準の対象とする面積が異動することとなりますが、アの場合と同様に原則として森林経営計画の対象とする森林の異動が当該計画の始期にあったものとみなして認定基準を適用することとなります。また、いずれの場合においても、変更により認定基準に適合しなくなった場合は、認定基準に適合するように計画量を変更することが必要となります。

## 森林法

### (森林経営計画の変更)

第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

一 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて前条第一項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた場合

二 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

### (森林経営計画の変更に関する通知)

第十三条 市町村の長は、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき前条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林経営計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林経営計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

## 森林法施行規則(素案)

### (森林経営計画の変更)

第十三条の五 法第十二条第一項の規定による認定の請求をする者は、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる期間内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。

一 法第十二条第一項第一号に規定する場合に該当することとなつたとき。

その該当することとなつた日(その該当することとなつた原因が相続又は遺贈によるものである場合には、当該相続又は遺贈があつたことを知つた日)から三十日以内

二 法第十二条第一項第二号の場合に該当することとなつたとき。

その該当することとなつた日から三十日以内

2 法第十二条第二項の規定による認定の請求をしようとする者は、その変更後の森林経営計画に従つて施業を開始しようとする日の二十日前(法第十九条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされる場合にあつては三十日前、農林水産大臣が処理することとされる場合にあつては六十日前)までに、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。

3 前二項の書類の提出部数は、各一通(法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通)とする。

4 法第十二条第三項において読み替えて準用する法第十一条第五項の規定による認定については、前条の規定を準用する。

## 8 森林経営計画の遵守

法第 14 条の規定により、認定森林所有者等は、災害などのやむを得ない理由による場合を除き、森林経営計画に従って施業及び保護を実施しなくてはなりません。

法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守義務違反について、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が自発的に作成する計画であるとの趣旨に照らして、罰則はありません。しかしながら、法第 16 条の規定により、認定の取消し事由に当たり、認定権者は、計画の認定を取り消すことができます。

認定取消しとなった場合は、補助金適化法に基づき補助金の返還対象となりうるなど、この判断が本制度の運用に重要な意味をもつこととなります。

なお、森林経営計画の遵守とは、森林経営計画において計画したところに従って施業及び保護を実行することです。

特に、その判定基準に当たっての留意事項は次のとおりです。

### (1) 認定森林所有者等が森林経営計画に従わなかった場合

そのことにつき、認定森林所有者等に故意または過失がない場合（例えば立木売りの場合においては、森林所有者が売買契約において、買受人が一定の期限内に立木の伐出を完了すべき旨の特約をしたにもかかわらず、買受人がこれを履行しなかった場合）には、遵守義務違反に問われないものと解されます。

### (2) 法第 14 条に規定する災害その他やむを得ない場合

法第 14 条に規定する災害その他やむを得ない場合とは、火災、風水害、病虫害その他の災害によって、森林経営計画に定められている施業ができなかった場合または当該森林経営計画において定められていない施業をすることが必要となった場合です。

また、その他やむを得ない理由による場合とは、法令に基づく処分によりその森林の施業につき制限または義務づけられた場合等で、森林経営計画の変更を要するのに十分な時間がなかった場合が考えられます。

さらに、施業の実施に当たって、実測により当初予定していた計画量とは差異が生じる場合も想定されます。このような場合についても、「やむを得ない理由による場合」に該当するものとします。よって、森林簿の数値に基づき森林経営計画を作成したものの、実測の結果、実行量が計画量と異なった場合であっても、その数量が認定基準の範囲内であれば、計画の遵守義務違反には問われないこととなります。しかしながら、その結果として認定基準をみなさなくなる場合には、認定基準を満たすこととなるよう計画変更を行うことが必要です。

なお、計画の遵守状況の確認は、現行の森林施業計画と同様、法第 13 条の 7 に規定する森林経営計画に係る森林の伐採等の届出により確認するものとします。

森林法

(森林経営計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護について当該森林経営計画を遵守しなければならない。

Q&A ⑦

Q 森林経営計画の作成に当たり、対象森林の現況について森林簿情報を利用してよいか。

A 森林経営計画の作成に当たり、対象森林の現状についてこれまで同様に、森林簿情報を利用することは差し支えない。

なお、実測の結果、森林簿情報を基に計上した計画量と実行量に差異が生じた場合、計画の遵守義務違反に問わないこととする考え。

## 9 森林経営計画に係る森林の伐採等の届出

法第 15 条では「認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画に定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。」と規定しています。さらに、改正省令第 13 条の 7 の規定により、現行の森林施業計画に係る森林の伐採等の届出が必要な場合に加えて、新たに作業路網の設置をした場合に届出の提出が必要です。

森林経営計画に係る森林の伐採等の届出の運用について以下のとおりです。

- (1) 森林経営計画に係る森林の伐採等の届出の運用に当たっては、森林経営計画制度の適確な実施を図るための指導、助言、その他の援助または認定の取消し等の資料となるので、当該届出書の提出があったときは、その届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認することとします。
- (2) 改正省令第 13 条の 7 第 2 項の当該立木の伐採もしくは造林又は作業路網の設置の終わった日とは、当該森林経営計画の時期ごとの立木の伐採もしくは造林又は作業路網の設置についての計画に従ったその立木の伐採もしくは造林又は作業路網の設置を完了した日とします。

なお、森林経営計画に定められている伐採及び造林について、法第 10 条の 8 に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出の義務は免除されています。

これは森林経営計画自体が伐採及び伐採後の造林を含む森林施業の包括的な届出と同じ効果を有するからです。

### 森林法

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

五～十一 (略)

2 前項第八号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

### 森林法施行規則(素案)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第十三条の七 法第十五条の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 認定森林所有者等(法第十二条第一項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。)が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木を譲渡した場合及び認定森林所有者等以外の者が当該森林経営計画の対象とする森林につきその立木の伐採又は造林をした場合

二 森林経営計画の対象とする森林において作業路網の設置をした場合

- 2 法第十五条の届出書は、当該立木の譲渡をした日又は当該立木の伐採若しくは造林又は作業路網の設置の終わった日から三十日以内に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

## 10 認定の取消し

法第 16 条では、認定の取消しに関して次の事項に該当する場合、認定を取り消すことができるものと規定しています。

認定の取消しについて次のとおりとします。

- (1) 認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であるから、つとめてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すようにすること。
- (2) 法第 16 条各号に該当する場合であっても、その後の森林経営計画の実行が確保されると認められる場合には、取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進が図られるよう指導すること。
- (3) (1)および(2)の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が明らかに確保されないと認められる場合には、厳正に認定の取消し処分を行うこと。
- (4) 認定の取消しの効果は、認定が取り消された以降、認定に伴い認定森林所有者等が課せられていた義務が消滅し、免除されていた義務が復活すること。

なお、認定の取消しを受けた場合には、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 30 条の 2 第 5 項の規定により、取消された森林経営計画の始期に遡って同法に基づく森林経営計画に係る特例措置が不適用となるなど、当該計画の始期に遡って優遇措置が不適用となる場合がある旨をあらかじめ森林所有者等に周知するよう努めること。

- (5) 認定の取消しにより、当該森林経営計画の履行を担保に、造林補助制度による造林補助金を受理していた場合は、補助金適化法に基づく交付決定の取消しが可能となり、補助金は遡って返還しなくてはならない場合がある旨もあらかじめ森林所有者等に周知するよう努めること。

認定森林所有者等に対する指導に当たって、例えば、計画期間中に「2年経過時」「4年経過時」などの節目を設け、前記の遵守の判断基準に照らして、計画が適切に実行されているかどうかをチェックし、適切な施業が行われていないと認められる場合には、重点的な指導に努めることが考えられます。

	2年	4年	5年
	計画量に対する実行状況	計画実行の指導とその効果	最終的な遵守の判断と取消しの有無

(参考) 認定取消しの効果

- 法的には、取消しの時点以降、認定により免除されていた伐採届出義務が復活します。ただし、当該森林経営計画の計画始期に遡って伐採及び伐採後の造林の届出書

を提出する必要はありません。

- 森林経営計画の認定を要件とした租税の特例措置については、認定時点に遡って不適用となり、特別控除に係る税の減免額に利子税を加えた額を返納する必要があります。
- 森林経営計画に基づき助成された造林補助金については、補助金適化法に基づき当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合にあっては、遡って補助金額に加算金を加えた額を返還する必要があります。

森林経営計画が遵守されていないと認められる場合は、認定森林所有者等に対して計画を遵守するよう指導を行うとともに、認定の取消しを行うかどうかを判断します。

指導にも関わらず、認定森林所有者等が森林経営計画を遵守する意思が無いと認められる場合には、認定を取消すこととなります。

なお、「遵守義務違反の責を問わない」場合に該当するケースについては取消しを行わないこととし、計画どおり実行することが困難な事情が解消され次第、速やかに計画に従って施業を実行するよう指導します。

森林法

(認定の取消し)

第十六条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。
- 二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。
- 三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

## 11 包括承継の届出

包括承継とは、民法及び商法の規定によって相続人、又は合併した会社は、被相続人又は合併により解散、分割した会社の一切の権利、義務を承継することをいいます。法第 17 条及び改正省令第 13 条の 9 では、森林経営計画制度における包括承継及びその手続きについて規定しています。

森林経営計画の認定請求をした者又は認定森林所有者等が死亡したり、合併により解散したり又は分割をした場合には、その包括承継人に対してのみ、当該森林経営計画に係る一切の権利、義務が承継され、森林経営計画は引き続き有効なものとして取り扱われます。

これは、包括承継した者は、人格が変わっても、被相続人や解散した法人の一切の権利、義務を引き継ぐ者であり、同一の人格であるとみなして、森林経営計画における人的同一性は変わらないものであるとしているからです。

また、包括承継人は一人とは限らず、二人以上の場合でも共同して森林経営計画を引き継ぐことができます。

一方、特定承継した者は、権利、義務の全てを引き継ぐ者ではなく、同一の人格であるとみなすことができないことから、森林経営計画の認定等の効力については承継されないこととされています。そのため、承継人は、必要に応じて、新たに森林経営計画を作成、認定請求することが必要になります。

### 森林法

(承継人に対する効力)

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

(死亡、解散又は分割の場合の包括継承人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

- 2 前項に規定する場合には、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。
- 3 第一項に規定する処分、手続その他の行為については、第三条の規定は、適用しない。

### 森林法施行規則

(包括承継の届出)

第十三条の九 法第十七条第二項の届出書は、その承継があつた日以後遅滞なく提出しなければならない。

- 2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

## 12 平成 24 年 4 月 1 日時点で有効な森林施業計画の取扱い

森林経営計画制度は、平成 24 年 4 月 1 日から運用開始となりますが、その時点で有効な森林施業計画は、計画の終期を迎えるまで有効な計画として取り扱われます。

平成 24 年 4 月 1 日以降有効な森林施業計画であっても、速やかに森林経営計画に移行する事が重要ですが、その際は以下の点に留意してください。

### (1) 森林施業計画が作成されている森林を計画対象森林とする森林経営計画の作成

森林施業計画が作成されている森林についても、重複して森林経営計画を作成する事が可能です。この場合、計画廃止の手続が設けられていないことから、当該森林施業計画は、引き続き有効ですが、特段の支障がない限り、計画の変更を行う必要はありません。

### (2) 森林施業計画作成時に締結した長期施業受委託契約の取扱い

森林所有者以外の者が森林経営計画を作成する場合、2の(3)に記載したとおり、森林所有者との間に森林経営受委託契約を締結することが必要です。森林経営受委託契約書は、長期施業受委託契約の内容に加えて、森林の保護や作業路網の設置等に関する権原を受託者に委ねるものであることから、既に、長期施業受委託契約を締結している場合であっても、必要に応じて新規契約や変更契約を行うことが必要です。

森林法（附則）

（森林施業計画に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前に旧法第十一条第四項（旧法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画において定められている森林施業の実施については、なお従前の例による。